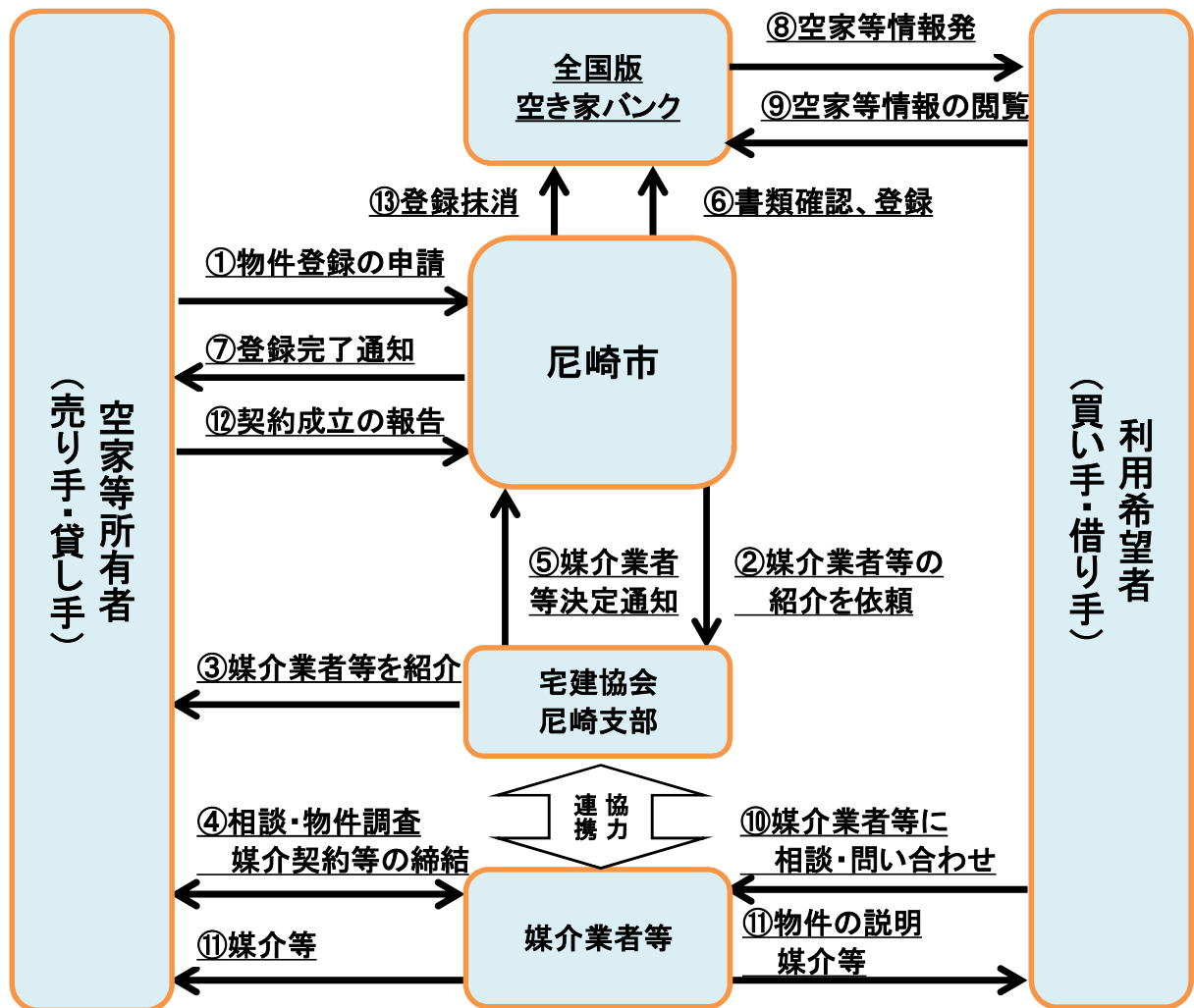


◆尼崎市空家バンクの流れ(案)



- ① 売却や賃貸を希望される所有者等が、市に空家バンクの登録申請を行います。(第4条第1項)
- ② 媒介業者等と媒介契約等を締結していない所有者等には、市が宅建協会尼崎支部に媒介業者等の紹介を依頼します。(第5条第1項)
- ③ 宅建協会尼崎支部が媒介業者等を所有者等に紹介します。(第5条第2項)
- ④ 媒介業者等が売却や賃貸に向けた具体的な相談や物件調査等を行い、所有者等と媒介業者等とで媒介等にかかる契約を行います。(第5条第3項)
- ⑤ 所有者等と媒介業者等が媒介契約等を締結した場合は、宅建協会尼崎支部が市に媒介業者等決定通知書を通知します。(第5条第4項)
- ⑥ 市は申請された空家等が一定の要件を満たしている場合は、空家バンクに登録します。(第4条第2項)
- ⑦ 市が所有者等に登録完了通知書により通知します。(第4条第3項)
- ⑧ 市は登録した空家等については、空家バンクで情報発信します。(第6条)
- ⑨ 利用希望者は空家バンクにより空家等の情報や媒介業者等の連絡先を閲覧します。
- ⑩ 利用希望者は利用したい空家等の媒介業者等に相談・問い合わせを行います。
- ⑪ 売買や賃貸についての交渉、契約等に関しては媒介業者等が行います。
- ⑫ 契約が締結されれば、申込者は市に報告します。(第7条)
- ⑬ 市は空家バンクの登録を抹消します。(第8条)

※媒介業者等が既に決まっている所有者は②、③、④、⑤の手順は不要です。